

平成24年12月定例会

和歌山県議会追加議案

平成24年度和歌山県一般会計補正予算

平成24年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,119,680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ583,623,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

平成24年12月17日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		1,554,347	25,000	1,579,347
	2 負担金	1,551,709	25,000	1,576,709
9 国庫支出金		80,207,599	2,177,858	82,385,457
	1 国庫負担金	38,307,051	△881,417	37,425,634
	2 国庫補助金	40,352,837	3,059,275	43,412,112
10 財産収入		961,390	1,172	962,562
	1 財産運用収入	525,400	1,172	526,572
12 繰入金		19,889,246	△50	19,889,196
	2 基金繰入金	19,198,889	△50	19,198,839
15 県債		97,808,900	915,700	98,724,600
	1 県債	97,808,900	915,700	98,724,600
歳入合計		580,504,164	3,119,680	583,623,844

## (歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労 働 費		3,721,975	1,231,172	4,953,147
	1 労 政 費	2,858,474	1,231,172	4,089,646
6 農 林 水 産 業 費		25,130,309	82,950	25,213,259
	4 林 業 費	7,434,660	82,950	7,517,610
8 土 木 費		92,587,746	1,805,558	94,393,304
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,615,353	1,461,321	44,076,674
	3 河 川 海 岸 費	20,947,823	194,237	21,142,060
	5 都 市 計 画 費	17,643,777	150,000	17,793,777
歳 出 合 計		580,504,164	3,119,680	583,623,844

第2表 繰越明許費の補正

1 追加

款	項	事業名	金額
8 土木費			1,953,000
	2 道路橋りょう費		1,644,000
		道路改良	1,644,000
	3 河川海岸費		104,000
		砂防	104,000
	4 港湾費		100,000
		港湾施設整備	100,000
	5 都市計画費		105,000
公共街路		105,000	
合	計		1,953,000

## 2 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農林水産業費			507,837		568,091
	4 林 業 費		507,837		568,091
		一 般 治 山	507,837	一 般 治 山	568,091
8 土 木 費			2,080,361		2,707,036
	2 道路橋りよう 費		360,303		529,703
		道 路 保 全	360,303	道 路 保 全	529,703
	3 河川海岸費		1,720,058		2,177,333
		河 川 整 備	1,720,058	河 川 整 備	2,177,333
合	計		2,588,198		3,275,127

第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共河川事業	千円 3,166,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共災害関連事業	3,163,600	以下同上	以下同上	以下同上
公共治山事業	437,400			
公共治水事業	2,700,900			
公共都市計画事業	6,168,900			
公共道路事業	14,263,200			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,434,600	(1) 借入先 政府、銀行又はその他  (2) 借入時期 平成24年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3) 借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
3,085,900	以下同上	以下同上	以下同上
464,300			
3,729,400			
6,200,700			
14,901,100			





議案第176号

### 平成24年度建設事業施行に伴う市町村負担金について

平成24年度において県が施行する土木その他の建設事業により利益を受ける市から、下記により、負担金を徴収いたしたいので、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月17日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 記

事業種別	負担市町村名	事業費	負担率	負担金の額
[ 一般会計 ] (県土整備部関係)		千円		千円
公共街路	和歌山市	150,000	事業費の 1/6	25,000

ただし、事業費に増減を生じた場合は、負担割合に応じて知事において負担金の額を増減することができる。